

広島県告示第百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤田雄山

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三原市中之町地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南（二七五五）地区	急傾斜地の崩壊	区域の表示	南（二七五五）地区	急傾斜地の崩壊	区域の表示
南（二七五五隣一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	南（二七五五隣一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西田団地（二六一九）、丸山ポンプ場（二七七七）、西田（二七七八）、団地上（四八三九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	西田団地（二六一九）、丸山ポンプ場（二七七七）、西田（二七七八）、団地上（四八三九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
常永下（二七七九）、常永奥（九九八〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	常永下（二七七九）、常永奥（九九八〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
常永下（二七七九隣一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	常永下（二七七九隣一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
常永下（二七七九隣二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	常永下（二七七九隣二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
常永下（二七七九隣三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	常永下（二七七九隣三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

西田川(二三b)地区	土石流	次の図のとおり	西田川(二三b)地区	土石流	次の図のとおり
西田川(二三c)地区	土石流	次の図のとおり	西田川(二三c)地区	土石流	次の図のとおり
東大谷川(二七a)地区	土石流	次の図のとおり	東大谷川(二七a)地区	土石流	次の図のとおり
東大谷川(二七b)地区	土石流	次の図のとおり	東大谷川(二七b)地区	土石流	次の図のとおり
常永川支川一(二八)地区	土石流	次の図のとおり	常永川支川一(二八)地区	土石流	次の図のとおり
常永川支川一(二八隣一)地区	土石流	次の図のとおり	常永川支川一(二八隣一)地区	土石流	次の図のとおり
太郎谷川(二〇〇)地区	土石流	次の図のとおり	太郎谷川(二〇〇隣一)地区	土石流	次の図のとおり
太郎谷川(二〇〇隣二)地区	土石流	次の図のとおり		太郎谷川(二〇〇隣二)地区	土石流
常永川支川二(二八)地区	土石流	次の図のとおり	常永川支川二(二八)地区	土石流	次の図のとおり
常永川支川三(五〇〇五)地区	土石流	次の図のとおり	常永川支川三(五〇〇五)地区	土石流	次の図のとおり
常永川支川三(五〇〇五隣一)地区	土石流	次の図のとおり	常永川支川三(五〇〇五隣一)地区	土石流	次の図のとおり
常永川支川三(五〇〇五隣二)地区	土石流	次の図のとおり	常永川支川三(五〇〇五隣二)地区	土石流	次の図のとおり
常永川支川三(五〇〇五隣三)地区	土石流	次の図のとおり	常永川支川三(五〇〇五隣三)地区	土石流	次の図のとおり
常永川支川三(五〇〇五隣四)地区	土石流	次の図のとおり	常永川支川三(五〇〇五隣四)地区	土石流	次の図のとおり

常永川支川三 (五〇〇五隣 五)地区	土石流	次の図のと おり	常永川支川三(五 〇〇五隣五)地区	土石流	次の図のと おり
常永川支川三 (五〇〇五隣 六)地区	土石流	次の図のと おり	常永川支川三(五 〇〇五隣六)地区	土石流	次の図のと おり
常永川支川三 (五〇〇五隣 七)地区	土石流	次の図のと おり	常永川支川三(五 〇〇五隣七)地区	土石流	次の図のと おり
常永川支川四 (五〇〇六)地 区	土石流	次の図のと おり	常永川支川四(五 〇〇六)地区	土石流	次の図のと おり
常永川後山川 (一九)地区	土石流	次の図のと おり			
常永川支川三 (五〇〇五隣 八)地区	土石流	次の図のと おり	常永川支川三(五 〇〇五隣八)地区	土石流	次の図のと おり
後山川二(七八 〇三a)地区	土石流	次の図のと おり	後山川二(七八〇 三a)地区	土石流	次の図のと おり
後山川二(七八 〇三b)地区	土石流	次の図のと おり	後山川二(七八〇 三b)地区	土石流	次の図のと おり
後山川二(七八 〇三c)地区	土石流	次の図のと おり	後山川二(七八〇 三c)地区	土石流	次の図のと おり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県尾三地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。